

第2回 ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた
関係閣僚等会議ワーキンググループ
(第2回処理水の取扱いに関する宮城県連携会との合同開催)

日時 令和3年6月7日(月) 16:00~17:30

場所 宮城県庁2階 講堂

○日下宮城県原子力防災対策専門監

定刻となりましたので、ただいまから第2回処理水の取扱いに関する宮城県連携会および第2回ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループを開催いたします。本日の会議は、第1回会議と同様、インターネットによるライブ中継をしておりますので、ご承知ください。

まず初めに、処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の座長であります宮城県知事、村井嘉浩からごあいさつ申し上げます。

○村井宮城県知事

本日は皆さま、大変お忙しい中、第2回連携会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は江島経済産業副大臣をはじめ、ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループの皆さまにご来県をいただき、誠にありがとうございます。皆さま方には日頃より東日本大震災からの復興の完遂に向け、ご支援、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りし、深く感謝申し上げます。

東日本大震災から10年が経過いたしました。国をはじめ、国内外の多くの皆さまから心温まる御支援をいただきながら、県民が一丸となって復旧・復興に向け、賢明に努力を続けてまいりました。しかしながら、インフラの復旧などのハード面は多くの被災地で取組が完了した一方で、被災者への心のケアや移転先でのコミュニティ再生などの他、回復途上にある産業の再生支援など、ソフト面については今後も中長期的な取組が必要となっております。

そうした中、今般、東京電力福島第一原子力発電所による多核種除去設備等処理水の取扱いに関して、2年程度後を目途に海洋放出するとの方針が政府から示されました。いまだ国民的な理解が十分とは言えない中での今回の決定は、震災から立ち直りつつある本県水産業をはじめ、多くの産業に多大な影響をもたらすものであります。

そのため、県では国内関係団体のさまざまな御意見や御要望を集約し、政府や東京電力ホールディングス株式会社に対して責任ある対応を継続的に求めていくため、先月11日、処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を設置するとともに、政府や東京電力から方針について御説明いただいたところであります。

本日は、政府ワーキンググループによるヒアリングとの合同開催ということで、連携会議メンバーから政府方針に対する御意見や御要望を述べてまいりますので、政府ワーキンググループの皆さまにおかれましては、しっかりと受け止めていただきますようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

続きまして、ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ座長であります経済産業副大臣、江島潔様からごあいさつをお願いいたします。

○江島経済産業副大臣

私からも皆さまに今日は大変ご多用の中、お集まりいただきましたこと厚く御礼を申し上げます。また、本日はこのような場を設けていただきました村井知事をはじめとして、宮城県庁の皆さま方に厚く御礼を申し上げます。

4月13日にALPS 処理水の処分に関する基本方針を決定させていただきました。以来、約1カ月半が経過したところでございます。この間、政府では5月11日の宮城県の連携会議も含めまして、県内外の多くの方々に方針決定の経緯、また、方針の内容についての説明も行わせていただいたところでございます。

その際に頂戴した意見として、まず、説明がまだ不足しているのではないかと、それから、国民的な理解が不十分ではないかと、また新たな風評が生じるのではないかと、また、風評対策の具体性が足りないのではないかと、このような御懸念、御指摘も頂いているところでございます。

このような点に関しましては、基本方針で示した対策を着実に実行していくことを通じまして、政府一丸となって皆さまのご懸念を払拭（ふっしょく）していきたいと考えております。

また、今回のワーキンググループでございますが、このような声に加えまして、基本方針決定の後に事業環境等に変化が生じた、または今後変化が生じる可能性が高まっているというような状況、その観点から現在の対策のこういう部分が足りないのではないかと、もしそのような点がございましたら、皆さまがお感じになっていることを率直に御発言いただければと思っております。

また、政府といたしましては、このような場で頂戴する現場の生の声をお伺いしまして、また意見交換を行っていこうということでありますが、今日は経産省も含めまして4つの省庁が対面で参加させていただくという形で、今回の場を設けているところでございます。

本日頂戴する皆さま方の御意見に関しましても、一つ一つしっかりと受け止めていただきまして、次に講じる対策にどのように反映するかということをも検討してまいります。

また、今回のワーキンググループは決して今回 1 回限りということではなくて、今後も継続してまいりたいと思っております。どうぞ忌憚（きたん）のない御意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

次に、宮城県の連携会議の構成員をご紹介します。お手元の出席者名簿をご覧ください。上から順にご紹介いたします。始めに宮城県漁業協同組合代表理事組合長、寺沢春彦さまでございます。続きまして宮城県沖合底びき網漁業協同組合代表理事組合長、鈴木廣志さまでございます。続きまして宮城県近海底曳網漁業協同組合代表理事組合長、阿部幸一さまでございます。

続きまして宮城県産地魚市場協会会長、志賀直哉さまでございますが、15 分ほど遅れていらっしゃるとのご連絡がありました。続きまして宮城県水産物流通対策協議会会長、水野暢大さま、本日は代理で副会長の布施三郎さまがご出席でございます。続きまして宮城県消費地魚市場協会会長、本田誠さま。本日は代理で石森克文さまがご出席でございます。

続きまして宮城県食品輸出促進協議会会長、小野寺初正さま。本日は代理で幹事、清水勝之さまがご出席でございます。続きまして宮城県の協同組合中央会代表理事会長、高橋正さまでございます。続きまして宮城県農業会議会長、中村功さまでございます。続きまして宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長、佐藤勘三郎さまでございます。続きまして宮城県議会副議長、外崎浩子さまでございます。

○外崎宮城県議会副議長

外崎でございます。よろしくお願いいたします。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

続きまして宮城県市長会会長、大崎市長、伊藤康志さま。本日は代理で副会長、気仙沼市長、菅原茂さまがご出席でございます。

○菅原宮城県市長会副会長

菅原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

続きまして宮城県町村会会長、松島町長、櫻井公一さまでございます。続きまして、先ほどごあいさつ申し上げました宮城県知事、村井嘉浩でございます。

○村井宮城県知事

よろしくお願いいたします。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

続きまして宮城県副知事、遠藤信哉でございます。

○遠藤宮城県副知事

遠藤でございます。よろしくお願いします。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

宮城県の出席者は以下、名簿のとおりでございます。政府ワーキンググループや東京電力ホールディングスの皆さまにつきましては、後ほどヒアリングの議事の際に御紹介を賜りたいと存じます。

それでは、次に政府ワーキンググループによるヒアリングに入ります。ここからの進行は、政府ワーキンググループにおいてお願いいたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

それでは、ここから ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループにより進行させていただきます。

まず、国側の出席者の御紹介をさせていただきます。宮城の会場からの参加者を御紹介いたします。経済産業省、江島潔副大臣、原子力災害現地対策本部長も兼ねています。

○江島経済産業副大臣

よろしくお願いします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

続きまして復興庁、横山信一副大臣。

○横山復興副大臣

よろしくお願いします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

農林水産省、葉梨康弘副大臣。

○葉梨農林水産副大臣

よろしくお願いいたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

環境省、神谷昇大臣政務官でございます。

○神谷環境省大臣政務官
よろしく申し上げます。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監
オブザーバーとして、東京電力から福島復興本社、高原一嘉代表。

○高原東京電力ホールディングス（株）福島復興本社代表
高原でございます。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監
新妻常正フェローのお2人に参加いただいております。

○新妻東京電力ホールディングス（株）フェロー
よろしく申し上げます。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

加えて、プロジェクターに映っておりますが、東京会場には経済産業省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、消費者庁の担当者がリモートで参加しております。

申し遅れましたが、私は本日の司会を務めさせていただきます資源エネルギー庁、廃炉・汚染水・処理水特別対策監の須藤でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

次に、これまで頂いた御意見と基本方針等における対応について、事務局から資料の説明を行い、その後、意見交換の時間を取らせていただきます。それでは、事務局から資料1に沿って説明させていただきます。お願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料1、横紙のこれまで頂いた御意見と基本方針等における対応についてという紙をご確認ください。それに基づき、御説明させていただきます。まず、1枚おめくりください。目次に沿って資料の構成を御説明いたします。この資料は、政府の基本方針の整理に沿って安全の確保、国民・国際社会の理解醸成、風評対策など、5つの項目に分けて記載しています。

それぞれの項目について、まず(1)として、下の注にございますように、昨年の御意見を伺う場や今年5月の第1回宮城県連携会議で頂いた御意見などを事務局において整理したものを記載しております。また、(2)として、基本方針の概要と該当箇所を記載しています。また、(3)基本方針決定後の主な取組につきましては、宮城県での対応であることを想定した対応の進捗(しんちやく)を中心に記載しております。また、(4)として今後の検討課題を記載しています。

それでは、それぞれの項目について、概要を簡単に御説明いたします。まず、安全の確保についてでございます。2 ページ目をご覧ください。安全性につきましては、宮城県では放出前の確実な測定の必要性、モニタリングの継続の必要性について御意見を頂いております。

また、その他の地域、その他の方々からは、透明性の確保が必要であること、そのために国際機関や地元関係者などによる確認が必要なこと、モニタリングの結果について誰でも情報を見られるようにすることなどの御意見を頂いております。

これを踏まえ基本方針では、規制基準を順守することはもちろん、風評を抑制する濃度・量とすること、モニタリングについて地元自治体や IAEA に協力をいただきながら、国内外に透明性、客観性高く発信することなどを記載しています。

次に 6 ページ目でございます。基本方針決定後の主な取組ですけれども、例えばモニタリングにつきましては、4 月 27 日に小泉環境大臣が出席の下、モニタリング調整会議を開催しております。今後のモニタリング強化・拡充に向けた検討を進めることを確認しています。

また、4 月 14 日には梶山経済産業大臣が IAEA のグロッシェ事務局長と面談し、日本の取組について、レビューミッションの派遣、環境モニタリングの支援、国際社会への発信などについて協力いただくことを確認しています。この夏ごろには第 1 回のミッションを受け入れるべく調整を進めています。

最後に今後の検討課題ですが、信頼性、透明性、外部の目という観点から、具体的に誰にどのように確認や発信に参画いただくことが適切か、モニタリングの場所、頻度などをどのようにするのかといった点を記載しております。

次に、国民・国際社会の理解醸成についてです。7 ページ目をご覧ください。まず、これまで宮城県では、科学的な根拠に基づく正確な情報を粘り強く継続的に発信すること、全国の消費者、流通業者などに継続的に情報を発信し、新しい風評を生じさせないよう取り組むこと、国際社会に対しての発信もしっかり行うことなどの御意見を頂いています。

また、他の地域におきましても、漁業者・国民の理解を得られない放出については反対であること、学校教育や社会教育なども含め、リスクコミュニケーションの対象、内容、頻度を充実させることなどの御意見を頂いています。

これを踏まえ基本方針では、ALPS 処理水の安全性について、IAEA の協力もいただきながら、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信することを記載しています。その上で基本方針を決定した際に別添した資料では、復興庁、消費者庁、外務省、農水省をはじめ、関係各省が連携しつつ放射性物質に関する情報発信や教育に取り組むこと、国内外に向けてポータルサイトなどを活用して発信を続けることなどの具体的な対応を進めることとしています。

12 ページ目以降に方針決定後の主な取組を記載しています。例えば、地方自治体や事業者への説明については、経済産業省だけでも決定後、既に約 130 回の説明会を行っており

ます。また、今後、大消費地向けの説明会や業種別の説明会など、重点的な広報活動を充実させていくこととしています。

情報発信の内容につきましては、YouTubeでの解説動画やパンフレット、リーフレットなどの対象者の関心に合わせたコンテンツを作成しています。また、分かりやすいQ&Aについても作成、配布していく予定です。4月22日には平沢復興大臣の下、復興タスクフォースを開催し、関係省庁が協力して情報発信に取り組むことを確認しています。

また、海外につきましては、在外大使館などから各国政府への説明を実施し、誤った見解には随時反論しています。また、JETROでは、海外食品バイヤーなどに正確な情報を提供しています。先日、シンガポール政府が輸出規制撤廃を発表いたしました。働き掛けは今後も継続してまいります。

最後に今後の検討課題ですが、国内外に向けた効果的な発信のために、具体的な対象、内容をどのように充実していくかについて、更に検討を深めていくこととしております。

続きまして、風評対策についてです。15ページ目をご覧ください。これまで宮城県では、民間事業者、自治体と連携して効果的な対策を講じること、放出前から風評の発生が懸念される場合には振興策を迅速に講じること、福島県と同様の対策が必要であることなどの御意見を頂いています。

また、他の地域からは新しい風評を生じさせない取組を徹底すること、生産者、消費者、流通業者など幅広い対象に説明を重ねること、将来にわたり安心して事業を継続できるような仕組みを構築することなどの御意見を頂いています。

これを踏まえ基本方針では、漁業関係者への設備導入などへの支援の継続・拡充、観光誘客促進などの支援、交流人口拡大などに取り組むことを記載しています。

20ページ目以降に基本方針決定後の主な取組を記載しています。まず、風評を生じさせないように生産、加工、流通、消費の各段階でそれぞれ理解を得るべく説明を継続しています。

また、風評が発生した場合にでも対応できるようにするための支援としては、農林水産品など地域資源を活用した中小企業の事業活動への支援、三陸ブランドの商品開発、人材育成などへの支援、水産加工業に対する販路拡大支援、加工機器の整備などの支援、牧草・稲わらの処理の推進、東北への観光の誘致など、従来の施策の積極的活用も含め、更に踏み込んだ実効性のある対策を講じるべく検討を進めていきます。

最後に今後の検討課題ですが、今後まさに本日のワーキングの場などを通じて、決定後に生じている状況や今後の見込みを把握し、必要な対策を機動的に講じていく予定です。

次に、風評が生じた場合の対応についてです。22ページ目をご覧ください。これまで宮城県をはじめ、多くの方々から損害賠償について誠意を持って真摯（しんし）に取り組むべき、因果関係の立証などの負担を政府が負うべき、一律に賠償期間や地域を限定しないようにするべきなどの御意見を頂いております。

これを踏まえ基本方針では、風評被害には被害者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう

東京電力を指導すること、その際、被災者の立証負担の軽減、賠償の期間、地域、業種を画一的に限定しないなどの対応に取り組むことを記載しています。

26 ページ目に基本方針決定後の主な取組を記載しています。4月22日には経済産業省に処理水損害対応支援室を設置しました。国としても東京電力を指導するだけでなく、賠償方針の策定に対しての働き掛けや被害者の皆さまへの丁寧な説明などに取り組んでいきます。

また、4月16日には東京電力が基本方針を発表していますが、これに基づき専門の問い合わせ窓口を立ち上げるなど、賠償の方針の検討、損害額の推認に活用できる統計データの調査などを実施しています。

次に、将来に向けた課題についてです。27 ページ目をご覧ください。これまで宮城県では、国が前面に立って対応すること、トリチウムの分離技術を開発すべき、実施できる処理技術が確認された場合には柔軟に対応することなどの御意見を頂いています。その他、他の地域からも東京電力、政府は、国民、地元からの信頼回復に努めることなどの御意見も頂いております。

これを踏まえ基本方針では、トリチウムの分離技術については、新たな技術についてしっかりと注視していくこと、また、東京電力、政府には厳しい目が向けられていることを真摯に受け止め、信頼回復のために不断の努力を行うことを記載しています。

29 ページ目に基本方針決定後の主な取組を記載しています。4月16日に今回のワーキンググループの設置を含め、皆さまの御意見を確認していくこととしている他、東京電力においてトリチウムの分離技術について、技術評価についての専門性を持つ第三者が新たに技術の評価や課題の明確化などを行うスキームを構築、発表しています。長くなりましたが、説明は以上でございます。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございました。説明は以上でございます。この後、意見交換に移らせていただきます。今の説明はどうしても駆け足の部分があったので、これについてのご質問ももちろん結構でございますし、また、政府方針についての御意見や御質問もお聞かせいただければと存じます。それでは、まず宮城県の連携会議から御意見をお願いいたします。

○村井宮城県知事

御説明、どうもありがとうございました。それでは、まず連携会議の座長である私から述べさせていただきます。本県の水産業は、東日本大震災や原発事故による風評被害により大変厳しい状況となりましたが、漁業関係者の御努力や全国からの応援もあり、現在、漁業生産額は震災前の水準に回復しつつあります。

一方で一部の国や地域では食品の輸入規制を継続しており、風評はいまだ払拭されておらず、現在も風評被害に悩まされている状況でございます。また、宮城県議会では海洋放出に反対する意見書を2回採択し、これは全会一致で国に提出しております他、宮城県漁業

協同組合においても海洋放出反対の要望書を全漁連、県および県議会に提出しております。

こうした中、今年4月、政府は処理水の海洋放出の方針を決定いたしました。現時点では国民の理解が得られている状況にあるとは受け止められず、全国の水産業や震災から立ち直りつつある本県の水産業をはじめ、多くの産業にとって深刻な影響が危惧されるものと考えております。

そのため、県では基本方針の説明のため、本県に経済産業省幹部がお越しいただいた際に、緊急要望書を原子力災害現地対策本部長である菅総理大臣宛てに提出させていただきました。

その内容ですが、今後、海洋放出以外の処分方法を引き続き検討しながら、新たな風評を生じさせないための取組を確実に進めていくため、一つ国民・国際社会への理解醸成に向けた取組の強化、一つ厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築、一つ風評の懸念に対する万全な対策の実施、一つ万が一に備えた損害賠償スキームの策定の4点を要望したところでございます。

同じく4月に東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長が本県にお越しいただいた際にも、同様の内容で緊急要請を行っております。国においても、東京電力においてもしっかりと受け止めていただき、全力で取り組んでいただきたいと考えております。

本日は、構成団体の皆さまから第1回連携会議において、国や東京電力から受けた基本方針等の説明を踏まえた現時点での御意見や御要望について、この後、説明いたします。なお、水産業関係につきましては、水産部会を設置しておりますので、その座長である県の水産林政部長から説明いたしますが、その後、各団体から御発言をお願いしたいと考えております。

それでは、まず佐藤水産林政部長、説明をお願いいたします。

○佐藤宮城県水産林政部長

水産林政部長の佐藤でございます。水産部会において水産業関係者の意見、要望を取りまとめましたので、まず私からその概要を報告させていただきます。その後、本日出席している水産部会のメンバーから意見を補足させていただきます。それでは、着座にて説明させていただきます。

5月24日に開催されました水産部会では、漁業団体、産地の魚市場団体、流通加工団体、消費地の魚市場団体、経営支援団体から13名が参加し、処理水に関する意見交換および取りまとめを行いました。資料2の1枚目をご覧ください。まず、意見の1つ目の丸ですが、部会ではこれまでの方針決定に関わる説明不足について、多くの委員から指摘がございました。

特に基本方針では、風評影響への対応等を実施するとしているものの、海洋放出前に取り組む具体策が示されていないことに対する不満、不安の声が多くあり、これまで指摘した疑問、質問に対して明解な回答が得られないなど、協議が尽くされていない状況の中では水産

業界として海洋放出には反対であるとの意見が大勢を占めております。

次に 2 つ目の丸です。東京電力に対する不信感について意見が多く出されました。これまでの賠償への対応、頻発している不祥事などから東京電力が信用を失っていることを自覚し、信頼回復に努めるべきとの意見がございました。

同時に国に対しては、国民に対する説明責任を果たすため、さまざまな場面において前面に立って対応してほしいとの意見がございました。これらの意見を前提といたしまして、現段階において水産部会として国および東京電力の基本方針等に対して求める要望を 7 点記載してございます。

まず 1 つ目、海洋放出以外の方法を再検討し、その結果を示すこととございます。これまでも国および東京電力は、関係者の理解なしには処分はしないとしておりますが、1 で示しましたとおり、現状では水産部会としても十分に理解はできておりません。そのため、水産業界として現段階で海洋放出は認められないことから、まずは陸上での処分など、それ以外の方法の再検討を強く求めるものでございます。

次に、2 の風評対策についてでございます。国内外におけるこれまでの風評への取組とその評価を示すとともに、安全と安心は異なるということを認識した上で、今後の風評抑制策を具体的に示していただきたいとしております。現在でも原発事故に起因する風評は残っており、特に輸出に関しましてははまだ 14 の国、地域で輸入規制が継続するなど、風評の影響は根強いものがございます。

今回の海洋放出決定に関しましても、風評対策を実施するというのであれば、これまで何を行い、どのような効果があったのか、それを踏まえて今後は何をやっていくのか、安全と安心は違うという現状を認識した上で、具体策を示すことを求めています。

次に 3 でございます。基本方針では、海洋放出までの間に利害関係者に対し、風評被害が生じた場合の賠償の方針等を丁寧に説明し、理解を得ることについて、東京電力を指導するとしておりますが、先ほど申しましたとおり、東京電力への不信感は根強く、信頼に値しません。そのため、国が前面に立って逸失利益などを含め、風評被害の定義を明確化した上で、水産業界が理解できる賠償の仕組みを具体的に示すことを求めています。

次に 4 でございますが、国の基本方針決定後、既に新規取引の中止など風評と思われる事象が発生し、漁業者が新たな設備投資をちゅうちょしているといった声がございます。今後更に水揚げ金額の下落、市場への水揚げの減少、加工原料不足などが懸念されており、これらを防ぐため、生産者、産地、流通、消費の各段階における振興策を早急に示すことを求めています。

また、5 にありますとおり、風評は消費者から発生し、その影響は広範囲に広がるものでございます。このことを改めて認識していただいた上で、消費者の本県水産物、加工品に対する購入意欲の醸成、販路確保のための取組など、風評被害防止に向けた対策を大規模、かつ継続的に実施することを求めています。

次に 6 でございますが、先ほど風評のところでも申しましたが、WTO で敗訴したホヤを

はじめ、いまだに輸入停止を講じている国が複数ございます。これらの諸外国に対し、一刻も早く輸入規制が撤廃されますよう一層の働き掛けを行い、国として風評に対する成果を具体的に示すことを求めています。

最後になりますが、7、放射能検査についてでございます。食品としての安全性を確保するためには、放出の有無にかかわらず、放射性物質検査が不可欠でございます。そのため、原発事故後実施している検査について、前回の説明会の場でも要望いたしまして、継続しているとの回答を頂いておりますが、改めて継続的な措置をお願いするものでございます。

水産部会の構成員であります水産業界の皆さまから出されました意見、要望について、私からの説明は以上となります。引き続き本日出席しております水産部会のメンバーであります宮城県漁業協同組合、寺沢組合長、水産物流通対策協議会、布施副会長、消費地魚市場協会、石森様から、それぞれの分野に関連して補足していただきます。それでは、寺沢組合長からお願いいたします。

○寺沢宮城県漁業協同組合組合長

宮城県漁協の寺沢でございます。よろしくお願いたします。まず、私のほうからは宮城県の漁業者を代表いたしまして何件か意見を述べさせていただきます。まず、今回の政府の方針決定に対しましては、さまざまな意見を踏まえ決定したということになっておりますが、全国の漁業者の総意として反対意見を述べさせていただいたのですが、その意見はどういった形で反映されているのか、ちょっとお伺いしたいところもあります。

先ほど知事からの説明にもありまして、WTO の敗訴以来、現在もホヤ、その他、宮城の水産物の禁輸措置は継続されております。実際にその漁業者に関しては生産調整等、苦しい選択を余儀なくされている現状にあります。その上で海洋放出がまた実行されるということであれば、それに上乗せをして被害が拡大するということもわれわれは想定しております。

そこで国ならびに政府、東電に関しましては、まず放出するというのであれば、15 の禁輸措置解除をしてから放出するとか、そういった形で自分自身にもそういう目標を掲げて、それをクリアした段階でそういう行動等を起こすというような形で、ぜひ強い信念を持った対応をお願いできればと思います。

実際に震災から皆さまからご支援をいただいて、何とかここまで想定よりも早い段階で復興はなされているわけですけれども、そういった中も漁業者一人一人が本当に血のにじむような思いでさまざまなことを対応しております。

そういった中でも今、国内でも水産物の消費拡大ということでさまざまな取組がなされております。今後われわれとしても食育、その他させていただきます。そういった中で小学校、中学校といろんな所に女性部、青年部が一緒になって食育、宮城の水産物を消費していただくために、いろんな活動をさせていただきます。

実際に 2 年後、そういった形で放出した後も、そういったことをわれわれは自信を持っ

てやれるのでしょうか。そういう小学校、中学校の皆さん、父兄の皆さまからクレーム、その他が来るということはないのでしょうか。そういったところも踏まえて、まず安心、そういった部分では国、政府には本当に責任を持った対応をぜひお願いしたいと思います。

まず、われわれとしては漁業者のなりわいの維持・継続が最大の目的でありますので、安心して継続できるそれなりの状況、そういった環境をぜひ国、政府にはお願いしたいと思います。ぜひお願いいたします。

○佐藤宮城県水産林政部長

続きまして宮城県水産物流通対策協議会、布施副会長お願いいたします。

○布施宮城県水産物流通対策協議会副会長

私は石巻のものですから、ちょっとなまって分からないと思いますけれども、一応、紙に書いてきました。風評被害によって賠償金うんぬんよりも、受け取る前に産業の維持、会社存続が危ぶまれる状態です。もちろん経営者問題および雇用問題が発生すること、それから、復旧・復興という中で施設および設備投資等の返済問題も危惧されるわけです。

コロナ禍における対応でみんな疲弊しているのに、なぜ今なのか。国、県、市の財源を維持するならば、なおさら各企業に弊害を与えないでほしいと思います。

2014年から汚染水処理対策技術検証事業という名の下で、いろいろ公募したり、研究されていると知りました。これは14年から始めて16年には適用は困難ということで、ただ、17年には近大は取り除くことができる。けれども、これは実用化が難しいとの判断で、福島県の廃炉安全確保県民会議で発表されています。

しかし、18年に近大チームが再度発表しているのですが、これはやはり実用化不能なのかちょっとまだ分かっていませんが、今年の5月27日に東電のホームページに公募を開始してありますよね。それにサインシグマ社、イメージワンが応募していると思います。なぜ放出決定が先なのか。文明国家である日本の動向に世界中が注目しております。科学的に処理できる方法を行ってほしいと思います。以上です。

○佐藤宮城県水産林政部長

続きまして宮城県消費地魚市場協会、石森様、お願いいたします。

○石森宮城県消費地魚市場協会会長代理

消費地魚市場協会の石森です。まず、中央卸売市場ですけれども、仙台市場の宮城県内産の水産物および水産加工食品の取扱いですけれども、令和2年度は約198億円ありました。実にわれわれの総取扱高の30%にも及ぶ額です。宮城県内の小売店さんや飲食店さんにとって、県内の水産物は欠かすことができない重要な食材だということです。

その重要な食材に不安をもたらすことになった東日本大震災による福島第一原発事故の

後、お客さまからは宮城県産以外の商品はないかとの問い合わせに振り回されることになりました。当時、われわれの市場は風評の最前線に立っていたと言えます。同じ商品だったら北海道産が欲しい。値段が安ければ、宮城県産でも構わないけれど、調達する側から価格交渉のカードとして風評が使われてきたことが現実でした。

市場では、仙台市などとも一緒になって毎日、水産物を検査し、ホームページなどで発表することで安全をアピールしてきました。それは現在も続けています。サンプル分とその処理料は東電さんに負担してもらっていますが、検査にかかる毎日の人件費は自費です。

今回の処理水海洋放出については、あのかの悪夢のような状況が再燃するのではと、恐怖に駆られています。地元宮城県産の代替商品は、われわれ市場にとっては大幅に売り上げを落とすこととなります。県内産だから買う、ふるさと産だから食べる県民がいかにかを物語っています。

ましてや全国から水産物が集まる都市部などでは、宮城県産は必要ないと思われる可能性が高いと思います。このような感覚は、福島から遠く離れた他県の皆さまからはよそ事に思われるでしょうけれども、われわれにとっては死活問題です。風評被害を確実に防ぐ対応を国に求めます。

それと、東京電力さんによる東日本大震災後の風評被害対応は、文部科学省さんのADR、原子力損害賠償紛争解決センターから出していただいた和解案を全く無視して、弁護士任せの実に冷たい対応の事案が多数あると、多くの方々から聞いています。われわれはそのような対応をする東京電力さんを全く信用できません。国が最後まで権限を持って前面に立っていただくことは、絶対的に必要なことだと思います。よろしく願います。以上です。

○佐藤宮城県水産林政部長

以上で水産部会からの説明を終了いたします。

○村井宮城県知事

ありがとうございました。続きまして、宮城県食品輸出促進協議会から清水さん、よろしく願います。説明してください。

○清水宮城県食品輸出促進協議会幹事

協議会の清水です。よろしく願います。先日、幹事会がありまして、皆さまから、また、組織の方たちから御要望の意見を頂いております。こちらに書いてあるとおりですけれども、東京電力が関係者の理解なしに処分をしないという約束を以前したにもかかわらず、放出を決定した理由について、やはり十分な説明がない。そちらをまず行ってほしいということ。

それと、国は海外の政府、水産業界、消費者団体、商業・流通団体などに対して、海洋放

出完了までのロードマップや処理水の安全性、放出後の継続モニタリング手法について、権威のある国際的な専門機関など、高い信用力を有する機関により細かい情報発信に取り組むとともに、いまだに基準値を超える魚が漁獲される原因を徹底的に調査して、その原因を説明してほしいということです。

4月中旬、下旬にも福島でやはり基準値を超える魚が獲れて出荷規制になっているというニュースもございました。そういったものの原因をしっかりと調べてほしいというふうに思います。

3、今後、海洋放出の方針の変更、停止、中止にかかわらず、既に生じている風評被害に対し、国は賠償責任の実行を検討し、賠償に関する相談窓口の他、省庁横断的な企業相談の窓口、消費者相談窓口を東電以外の政府機関に設置してほしいということで、これは3・11の福島原発事故以降の賠償関係に関わってきた企業の声ということもあって相談窓口、そしてやはり水産物を食する、求める消費者の窓口として設置してほしいというふうに考えております。

4、風評被害の発生、確認方法についての事前協議をするとともに、風評被害の実態把握と根拠を企業側だけに求めるのではなく、外国政府や海外の消費者などの協力を得て国側が調査してほしいということです。これも風評被害の補償等のところでは、風評被害の根拠は何ということが多々ありましたけれども、やはり外国の政府または消費者の気持ち、考え方、そういったところがわれわれだけでは難しいところもありますので、国側が積極的に調査してほしいと思います。

5、国内外での売り上げ等の減少、放射能関係の全量検査、産地証明の義務付けなどによる事業者側の負担増が生じた場合、海洋放出前からの速やかな補償および販売支援等の施策を講じてほしいということでございます。

積極的な輸出を目指して今までやってまいりましたが、まだ15カ国の国の規制が残っております。ただ、以前も申し上げましたが、規制をしていないから風評がないということではなくて、やはり規制を緩和された国であっても、消費者の方たちが日本の水産物に対してどういうイメージを持っているかというところで風評被害というのが発生していると思いますので、その払拭に向けて国が動いていただきたいと思います。以上です。

○村井宮城県知事

どうもありがとうございました。次に農業関係ということで、宮城県農業協同組合中央会を代表し、高橋会長、よろしく願いいたします。

○高橋宮城県農業協同組合中央会会長

それでは、中央会の立場から発言申し上げます。政府が令和3年4月13日に発表した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質を含む処理水の海洋放出について、本県農林水産業者はもとより、県民の懸念や不安に対し、十分な説明がなされていない状況においての今回の決定は極めて遺憾でございます。

原発事故後に発生した農林水産物に対する風評被害から脱却するため、農林水産業者は賢明な努力を続けてまいりましたが、今なお農林水産物の価格低迷や禁輸措置、そして汚染稲わら・牧草問題、あるいは原木きのこ栽培の経営の廃止等、苦境に立たされております。

政府は海洋放出に対し、基準値を上回る安全性の確保と風評被害対策の徹底を行うとしておりますが、国民・国際社会に対する説明は十分とは言えず、新たな風評被害の発生により農林水産業者、関連産業のこれまでの努力が水泡に帰すことが懸念され、その不安は計り知れません。また、食の安全・安心、地産地消の推進により、消費者からこれまで出てきた県内農林水産物への信頼を失うことになりかねません。

ついては、農林水産業者および消費者に対し、丁寧な説明を行うとともに風評被害の具体的対策を明示し、消費者、国民はもとより、国際社会において十分な理解が醸成されるまで海洋放出は行わないことを求めるものであります。また、海洋放出以外の処分方法についても引き続き検討するようお願いいたします。

○村井宮城県知事

よろしいですか。どうもありがとうございました。それでは、次に宮城県農業会議を代表し、中村会長、よろしく願いいたします。

○中村宮城県農業会議会長

それでは、農業会議を代表して意見を申し上げます。去る5月6日に宮城県のほうから宮城県連携会議を立ち上げるので、農業関係、特に農業委員会の意見をまとめてほしいという要望がございました。県内34の農業委員会がありますけれども、全ての委員会から意見を聴取いたしました。それらを集約しこのペーパーにございますように、意見が4件、それから、要望が5件ということで取りまとめさせていただきました。

ただ、第1次産業ということで、農業も漁業も同じ環境、あるいは同じ思いでこの問題に取り組んでおりますので、処理水の海洋放出、これについては賛成の委員会は一つもございませんでした。ですから、更に国、あるいは東電に対する皆さんに、そういう第1次産業に関わる人たちに理解していただくような努力を求めるものでございます。

意見が4件、そして要望が5件でありますけれども、前者の皆さまと重複する部分がございますので、この点はお目通しをいただきたいと思っております。以上です。

○村井宮城県知事

どうもありがとうございました。それでは、次に観光業関係になりますが、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合から佐藤理事長、よろしく願いいたします。

○佐藤宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長

それでは、宮城県のホテル旅館組合のみならず、観光を代表する気持ちで今日はお話をさ

させていただきます。始めに、しっかりと立場を表明しなくちゃいけないと思うのですが、私たち観光事業者に関しましては今回の放流は反対でございます。

現在、皆さまもご存じかもしれませんが、コロナ禍の中で観光産業が大変弱っております。今日、実は発表になったばかりですが、宮城県のホテル・旅館の営業状況でございますが、昨年じゃなくて一昨年ですから、コロナが始まる前の一昨年と比べて全体で 38.8%の稼働ということで、非常に大きく落ち込んでおります。

そのような状況下の中で今回の海洋水放流が 2 年後。2 年後というと、まさに多額の債務を抱えた観光事業者の返済が本格化する時期でございます。そのときに少しでもマイナスになるような要素は取り除いていきたい。それは当然考えるべきことございまして、もちろん風評被害に対しては、いかに軽減策を考えていくのかというのはやらなくてはいけないことだと思いますが、残念ながら風評被害は絶対になくならない。これはもう確信を持って言えるわけでございます。

であれば北海道から仕入れればいいじゃないか。そんな声があるやに聞いておりますけれども、物理的には不可能ではございません。しかしながら、宮城県における宮城県にあるホテル・旅館として、アイデンティティはどこにあるのかということにつながる話だというふうに思っております。私たちは宮城県産に最後までこだわっていきたい。こんなふうに思っているわけでございます。

皆さんが今お話しされた透明性とか安全性の確保、そして科学的な対処状況に関しましては重複するので避けますが、やはり基本的に私自身が思っておりますのは、信頼感の醸成ができていないというところに尽きるのではないかとこのように思っております。確かにいろいろな対処の仕方とか考え方があろうかというふうに思います。

先般も私のところに対策本部の方々が何人かみえられまして、るる説明をしていただきました。僕は、最初はオープンマインドでいろいろとお話を伺わせていただいたのですが、だんだん不機嫌になってきまして何かと。説明をずっと繰り返すだけで、いかに対策が有効なものかとか、そういうお話を 40 分間続けられるのです。僕たちが聞いたかったのはそういうことじゃない。もう少し私たちの立場も踏まえながら意見が交換できるような場面が欲しかったのですけれども、全くそうじゃない。

まさに心に伝わる説明ではなく、たぶん言いたいことを言っていったと、そこまでは失礼な言い方はしませんけれども、会話になっていない。そもそも会話になっていない。そんな説明でございました。もしかすると、全ての基調にこのような流れがあるのではないかと。そんなふうに感じた次第でございます。

実はホテル・旅館におきましては、さまざま意見聴取する中でいろんな考え方が出されました。特に個別具体的に申し上げますと、例えば影響が出ると思われる地域に観光促進の有効な策、プログラムを打てないかとか。Go To プログラムと絡められないかとか、昨日、石巻にできました伝承館、それとやっぱり教育観光ということとでうまく何かプログラムを組めないかとか、そういう話もたくさん出たのですけれども、残念ながら、現状ではまだそ

の議論をするべき時期ではないなというふうに思っております。

そういった意味では、まず先ほどお話しさせていただいたように、信頼感の熟成のようなものをしっかりと担保していただくことが一番ではないかと思っております。以上でございます。

○村井宮城県知事

どうもありがとうございました。それぞれの関係団体からご説明がありましたけれども、ここから県議会、市長会、町村会からも御意見を伺いたいと思います。まず、県議会を代表いたしまして外崎副議長、お願いいたします。

○外崎宮城県議会副議長

外崎でございます。今日はこのような貴重な機会、また、東京からということでお越しいただきましたこと、感謝申し上げたいと思っております。

まず、副議長という立場ではございますけれども、議会の方におきましては先ほど来も様々なお話が出ましたとおり、国の方に過去 2 回、こちらの方から大変厳しい意見書を提出いたしております。

この意見書に関しましては、各地方自治体からも様々な課題ということで提出されていると思っておりますけれども、国の方からはレスポンスというようなものは義務化されていないというふうにも思っております。ですから、それに対しての御返答ということはないというふうにも思っておりますが、我々議会の方で全会一致をもちまして意見書を提出させていただきました。

様々な現場の声を議員一人一人が聞き取りまして、現場の声ということで総括をして国の方に届けたということでございますので、どうかいま一度お目通しをいただきまして、御確認をいただければというふうにも思っております。

そして、さらには我々議会の方で 2 つのステージがございまして、常任委員会、農林水産常任委員会、それから、大震災調査特別委員会という 2 つのステージでそれぞれの議員が議論を交わしております。その中におきましても、今回の課題に関しましては今のところ反対というような姿勢であります。

そして、さらにはやはり先ほど来、漁業者の皆さま方、生産者の皆さま方からお声が出ましたとおり、これまでも度々にわたりまして御説明を何度か頂戴いたしておりますけれども、なかなかデリケートな問題。一つ一つ気を配っていただいているということは重々承知しておりますけれども。これまでも何かイラストでありますとか、あるいは漫画での説明というようなことがございまして、本当に現場の皆さま方の顔を思い浮かべながらやっていただいているのかどうか。そのような疑念が浮かぶことはさまざまございます。

ですから、先ほど来、風評被害に対してまた皆さま方への対策をお願いしたいという声もございましたが、どうか今回の件につきましては、現場におきましては大変深刻な課題、そ

してデリケートな問題であるということをごこれから先もしっかり御認識いただければというふうをお願いしたいと思っております。

また、他国への輸入規制の現状が続いておるわけでございますけれども、さまざまこれまでの説明で他国、諸国におきまして、ああいう所でもこのような場面でも処理水は放出しているのだというような一文がございました。この外国、あの地点においてもこの場面から処理水を放出しているのだ。ですから、大丈夫だというような理論がございました。これはどこ行っても通用しないというふうに私たちは思っております。

我々宮城県は水産県であります。ですから、水産という営み、あるいはなりわいが断たれてしまつては県民が生きていけない。ですので、どうか重く受け止めていただきまして、他の地域と同じだから、あそこも、ここもやっているのだからというような声は決して上げていただきたくないということを一言申し上げさせていただきたいと思っております。私からは以上でございます。

○村井宮城県知事

どうもありがとうございます。それでは、市長会を代表いたしまして菅原気仙沼市長、お願いいたします。

○菅原宮城県市長会副会長

このたびはこのような機会をつくっていただきまして、大変ありがとうございます。宮城県市長会からは前回の会で会長からもお話をしておりますけれども、原則的に漁業者の理解が全ての大前提であるということ、もう一つは国民に対する説明をトリチウムのことはもとより、他の核種につきましてもしっかりと説明がなされて理解が得られること、そして、3番目には風評被害に対する対応でございます。

このことにつきましては、実際にお金を払うのは東電さんかも知れませんが、国民としましては、約束は国としているのだということで、国のコミットメントというものが確実になくてははいけない。

そういう中で先ほどJFみやぎの寺沢組合長さんからもお話がありましたけれども、また、外崎副議長さんからも関連してお話ありましたけれども、現在まだ5つの国、地域で輸入が停止されている。そして、9つの国、地域については限定規制が続いているということ。

そのことが続いているのに、解決なしに次の段階に踏み込むということがあつてはいけないのではないかとということで、先ほど寺沢組合長からは覚悟というお話もあつたと思えます。ぜひ放出前には解決して、風評被害がないという前提からスタートしていただければというふうに思っているところでございます。

その上で市長会の立場としましては、全体の環境ということ、特に東日本大震災の被災地の状況、環境という観点から、もう2つだけお話しさせていただきたいと思えます。まず、水産庁でも不漁対策委員会というものをおつくりになって、いろいろ検討を重ねてこられ

たのが今日の水産経済新聞の一面に載っていますが、即効性のある結論は出ていません。

秋サケ、サンマ、イカなどの大不漁が続いて、磯焼けも進んでいます。そういう状況の中で水産県宮城において、これ以上のダメージは避けなくてはいけないということを私はよく理解していただければというふうに思っています。

最後になりますけれども、見ていただいているか分かりませんが、現在 NHK の朝の連続テレビ小説は宮城県が舞台になっております。国を挙げて大震災後、岩手県の久慈市の「あまちゃん」、そして福島市の「エール」、現在は登米、気仙沼も関わります「おかえりモネ」というふうにストーリーが続いているわけですが、こういうことによって被災地の市民、特に漁業者の人たちは復興の手応えを今感じつつあると思います。

今日は気仙沼のカキ。それは稚貝を松島、石巻から買っているのだということが全国に放映されました。そんな中で手応えを感じながら復興に向かって進んでいるときに、処理水の問題がまた出るのかということについては、納得感がない大変残念なことだというふうに感じていると思いますので、ぜひ政府におかれましても、東電におかれましても、最大限の対応をしていただきたいと思いますし、前提として漁業者の理解をお願いしたいと思います。

○村井宮城県知事

どうもありがとうございます。それでは、次に町村会を代表いたしまして櫻井松島町長、お願いいたします。

○櫻井宮城県町村会会長

町村会の櫻井でございます。今日はこのような機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。先ほど来、各団体の御意見を聞いておりますと、どうもこれまで十分な説明はされていないと。いない中でここに来ているのではないのかというふうにして拝聴しておりました。

東日本大震災から 10 年が経過して、さまざまなことが復旧・復興し始めた中で 2 年後に海洋水を放出するという話題でありますけれども、10 年かけて風評被害の払拭ができなかったことが、これから 2 年間でできるのかというふうな思いで拝聴しておりました。

今、宮城県の海産物は、前会長るときからも海外への輸出規制がかかってしまってどうしようもないということで、大変な苦しみの中で待ちの行動を取っていた。漁業者の方々と養殖産業について、どうやっていったら後継者問題も解決していくのかというようなことを話されていたことを思っております。

町村会としても ALPS 処理水に関しましては意見書を提出しておりますけれども、こういったことが水産業にしても、農業にしても、観光業にしても大きな減少の痛手になっていることは間違いないわけでありまして、どうしても国がこういったことを進めるのであれば、今日は国のほうから副大臣の皆さま方等がいらしておりますので、今後は東電で

なくて、国できちんと責任を持ってやっていきますというような御意見が、お話がしっかりとされるべきではないのかというふうに思って聞いておりました。よろしく願い申し上げます。

○村井宮城県知事

どうもありがとうございました。以上で宮城県連携会議からの意見とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

連携会議の皆さま、ありがとうございました。ここで国、東京電力からの回答を行わせていただきます。順番でございますけれども、まず江島副大臣から始めまして政務の皆さまにお答えいただき、その後、政府側の事務方の補足、更に東京電力の回答という順番で進めさせていただきます。まず、江島副大臣からよろしく願いいたします。

○江島経済産業副大臣

まずは、今日は皆さまから貴重な御意見、また、厳しい御意見もたくさん頂戴いたしました。多くの皆さまから今回の海洋放出に関しまして、関係者の納得が得られていない中での処理水の海洋放出には反対であるという旨の表明もいただいたところでございます。

ご案内のように震災から10年たちまして、出荷制限や風評被害に関しましては、これまでも皆さまに大変ご迷惑をお掛けしていることを改めておわび申し上げたいと思っております。また、今回の基本方針の決定でございますけれども、これは被災地の復興に不可欠であります。特に福島原発立地場所ではありますが、この廃炉を着実に進めるためにはどうしても避けて通れない問題でございます。

特にALPS処理水の問題に関しましては、6年以上かけまして有識者による検討を行いまして、保管の継続、あるいは他の処分方法の検討等も含めて考え得る対応について議論を積み重ねてきたところでございます。その結果として、海洋放出がより現実的であるという判断に至ったところでございます。

今後も引き続き、これまでどのような検討をしてきて、そして今回の結論に至ったのかといった背景、あるいは経緯についてもしっかりと皆さまに説明を続けてまいりたいというふうに思います。

また、処理水の安全性等について説明不足ではないかという御意見もございましたが、これはIAEAとも協力しながら、科学的根拠に基づいた情報を分かりやすく発信していくことに、今回は特に基本方針の中に盛り込んでいるところでございます。

また、方針を決定した後でありますけれども、まずは地元自治体、それから、漁業者の皆さま方への説明を今重ねているところでございますが、4月13日に基本方針を決定して以降、既に本日までに130回ぐらいの回数を重ねてきているところでございます。また、今後新た

に風評被害というのはやはりどうしても消費者のほうに起きてしまう現象でありますので、特に大消費地に重点化した広報活動というのも実施していきたいというふうに思います。

さらに、輸出規制等のご苦勞も多々あるとお話でしたが、海外に向けての発信に関しては、まずは在外大使館、それから、総領事館が全世界に展開しておりますので、外務省の組織を使って各国政府への説明を行っていきまして、場合によってはかなり誤った見解を持つ国もありますので、こういう国によるこの発信に関しましては随時反論していきながら、今回の方針決定を受けて海外への情報発信というのを強化しているところでございます。

また、御発言ございました漁業者の皆さまからは、政府が示している関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないという回答を反故にするのかという厳しい御指摘も頂いているところであります。このような御心配をお掛けしていることに関しましては、本当に重ねておわびを申し上げたいと思いますが、政府としての考えはこの回答をお示した当時、この発言があった当時と何ら変わりはありません。

今後、実際の放出は 2 年後となるわけですが、この放出が始まるまでできるだけ早期により多くの皆さま方に御理解をいただけるよう、また、理解を深めていただけるようしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

風評被害に関する点、少しお話を申し上げさせていただきます。これはこれまでも発災以降、さまざまな風評被害対策というのは取り組んできたところでありますけれども、改めてこのたびの海洋放出に向けての 2 年後に起き得る可能性がある風評対策に関しましては、今からでもすぐに着実に進めていくという決意を持っているところでございます。

また、基本方針を 4 月に決定した以降も、現時点でのさまざまな情報交換を継続的にしていくということが重要であるかと思いますので、このワーキンググループというのは今後も継続的に開催していく中でまた意見交換をさせていただいて、風評対策の効果を見極めてまいりたいというふうに思います。

具体的な水産対策でございますが、これは後に葉梨農水副大臣のほうからまたご回答もあるかと思いますが、その上で今回の海洋放出によりまして、やはりまず影響を懸念されていらっしゃるのは水産関係者ではないかというふうに私も考えております。

従いまして決定後に関しましては、漁業者の方々、あるいは仲買、卸、小売り等の方々、いわゆる関係するサプライチェーンの全ての関係の方々に関しましては今説明を重ねているところでございます。この件に関しましては今、農水省と経産省が一体となって風評被害対策の説明会を重ねているところでございます。

農林対策、あるいは観光対策に関して、少しお話をさせていただきます。これはまず風評の影響を最大限抑制するための広報活動、それから、国民・国際社会への理解情勢の取組を更に徹底してまいりたいと思います。

その上で宮城県の水産業をはじめとする商工業、農林業等への風評影響が生じていく可能性が、やはり依然として決してゼロでないと思込めますので、その影響を抑制するため

には先ほども申し上げております主要な消費地において販路拡大や開拓支援、観光客誘致促進等のアクティブな支援というものも、風評対策の一環として取り組んでまいりたいと思います。

これらの具体的な取組に関しましては、それぞれ農水省、あるいは観光庁を中心にまたお答え申し上げていきたいというふうに思いますが、経産省といたしましては、東北経済産業局と連携しながら、宮城県における取組を更に充実させていければと思います。

また、賠償に関しましてはいろいろ御意見を頂きました。今回の基本方針の中では、賠償の期間、それから、地域、あるいは業種、こういうものは画一的に限定することなく、客観的な統計データの分析によりまして、結果として風評の立証責任というのを被害者の皆さま方に一方的に寄せるといふことなく対応していくように、東京電力をしっかりと指導していきたいというふうに考えております。

また、皆さまから国ももっと賠償の全面的な指導というか、前面に立てという御意見もございました。

これは私どももその決意を持って、決して東電を指導するだけではなくて、迅速、そして適切な賠償に向けた賠償方針の周知、それから、東電への働き掛けももちろんありますが、こういうものを行うことを通じてしっかりと風評被害等を受ける皆さまに寄り添っていきたくと思います。この目的のために経産省内に特別チームも設けているところでございますので、この組織を通じてしっかりと対応してまいりたいと思います。

処理方法に関しまして、今回の海洋放出という方針を採らせていただいたのですが、多くの御意見を頂く中で他の放出方法、あるいはトリチウムそのものが今問題になっているわけですので、これを除去する技術というものは日本ならできらうという御意見も頂いたところでございますが、この点に関して 1 つ少しお話しさせていただきますと、トリチウム除去に関しましては過去 3 年間にわたりまして、研究費も 30 億円かけて実証実験等を行っているところであります。

その結果、専門家によるさまざまな評価を行いました。現在の福島第一原発にタンクを使ってためている処理水の量の大きさと、それから、濃度の薄さというものがあるのですが、これらを勘案すると、現時点においては残念ながら実用化可能な技術が存在していないという結論に達しております。

ただ、もちろん技術は日進月歩でございますので、技術動向の把握は続けておりまして、現在でも常に新しいこういう方法があるというような情報も寄せられておりますので、今においてトリチウム除去の現実的な方法はないというのが現在の結論でありますけれども、これは常に見直せる体制も取っているところでございます。

また、IAEA の評価としてもトリチウムに関しては同じ意見で、やはり現時点においては有効な手段はないであろうということでございます。現在、東京電力のほうで技術評価に高い専門性を持つ第三者機関に依頼して、新たに提案される技術についての評価、課題の整理等を進めていくという窓口もできましたので、ぜひともそういう新しい技術の登場の際に

は、またトリチウムに対する取組方法というのは少し変わってくるかと思います。

私からは経産省として以上です。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございました。それでは、横山復興副大臣から風評対策、その他、御説明いただければと思います。

○横山復興副大臣

まず、宮城県の関係団体の皆さま、大変貴重な御提言を頂きましたこと、ありがとうございます。水産県宮城は風評被害を真正面から、特に海外の輸入規制を真正面で受け止められてこられた地域でありますので、その思いをしっかりと受け止めながら今後の対策に全力を尽くしてまいりたいと、まずはお話申し上げたいと思います。

輸入規制を含めて、風評を起こさないようにするということが私たち復興庁にとっては大前提でありますけれども、そのためには正確な情報発信をしっかりとやっていくということが大事であります。正確な情報発信の折には、やはり IAEA のような国際的な機関も巻き込みながら、わが国が発信している正確な情報が科学的根拠に基づいているということをしつかりと裏付けながら、発信していくことが大事だと思っております。

また、多くの皆さま方から信頼感がないと、信頼感の確保が大事だという御意見を頂戴しておりますけれども、やはり今後もこのような場を設けながら説明を重ねていく、また、意見交換を重ねていくということが大事だと思っております。

海外での輸入規制の撤廃に向けては、各省庁いろいろな動きがあるのですが、復興庁でも大使館訪問を続けております。私自身も今 2 年間、副大臣をやらせていただいており、コロナの合間を見ながら昨年訪問した大使館の中で、今年も訪問した所もあるのですが、大使の考え方、意見がだいぶ良い方向に変わっておられました。昨年伺ったときには汚染水と呼んでいたものが、今年伺ったときにはしっかりと処理水というふうに理解を深めていただいている、やはり直接お会いしてお話をしていくことの重要性というのを身に染みて実感しておりますので、今後もそうした大使館訪問を続けながら、風評払拭のためにしっかりと力を尽くしてまいりたいと思います。

復興庁といたしましては、政府一体となった風評払拭に取り組んでおりまして、風評対策タスクフォースを立ち上げました。第 1 回の会合を 4 月 22 日に復興大臣を中心にして、関係省庁にお集まりいただきまして開催したところであります。ここで確認したことは、今申し上げたように、第 1 に正確な情報を発信するということでもあります。2 点目には地元の思いをしっかりと受け止めて、また、地元と連携して発信するということでもあります。

また、海外に向けては関係省庁が連携して戦略的に発信していく。また、国内外の状況を継続的に把握して臨機応変に発信すると。私はここが大事だと思っております。状況は刻々変わっていきますので、いったん発信したらこれでいいというものではなくて、

その都度、対応を変えてより効果的な発信に努めていく。現場の感覚をしっかりと押さえながらやっていきたいと思っております。

現在、復興庁でやっている具体的な取組としましては、分かりやすいチラシを発信する、あるいは SNS 等にインフルエンサーに御登場いただいて発信しております。例えば復興庁で発信した安全・安心に向けた取組なども、確かに分かりやすい発信はするのですが、関心のある人にしか見てもらえないということがありました。

そこで、インフルエンサーに発言いただくと、去年までの「いいね」の数が数百でとどまっていたのが、数十万の閲覧に膨れ上がったこともあり、そういう意味では、より多くの人たちに見ていただけるプッシュ型の情報発信など、そういった取組を今後も工夫してまいりたいと思います。

また、海外に向けては「Fukushima Updates」というポータルサイトを開設いたしまして、ここで Q&A も海外向けに発信しております。また、こうした取組を通じながら、関係省庁一丸となって今後もしっかりと対策を続けてまいりたいと思います。現場の皆さま方の声と思いをしっかりと受け止めて、臨機応変にこれからもやってまいりたいと思いますので、今後とも御指導、よろしくお願いいたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

横山副大臣、ありがとうございました。続いて葉梨農水副大臣からお願いいたします。

○葉梨農林水産副大臣

農林水産副大臣の葉梨康弘です。私は茨城県の選出議員でございまして、私の選挙区に海はないのですが、霞ヶ浦という湖がございます。その天然ナマズが、放射能が検出されないということで、先月ようやく出荷が解除になったということで、震災後 10 年ですけれども、現実のものとして復興は現在進行形であるということは私自身もよく痛感させていただいています。

その上で何点か申し上げますが、第一に隣県ですから、実は茨城県の漁連も同じような懸念を持っています。そして、私も自民党の復興加速化本部の事務局長を 1 年ほどやったこともあるのですが、これまで 10 年間、被災地の皆さんが農林水産業をはじめとした復興に非常に力を入れてきた、また、風評被害にもいろいろ苦しんできたという中で、今回の ALPS 処理水の放出についての懸念が非常にあるということは本当に十分に理解できません。

第二点ですが、やはり農林水産省としても、今の経済産業省、それから、復興庁からのお話もございましたけれども、これから 2 年間、国民や国際社会に対していかに正確な情報を提供して理解を得ていくかというのが本当に正念場であると。ただ、それだけで済むというわけではございませんで、やはり具体的な方策というの、皆さまからいろいろな御意見を承りながら、考えていかなければいけないと思っております。

第三点ですが、まず国民に対する理解ということでは、ずっとこの10年間、「食べて応援しよう！」キャンペーンということで、東北を主体とした農林水産品をしっかりと国民に食べていただくという活動をやってきたわけですが、安全性の説明も併せて、そういう点もより加速化していく必要があるのだろうと思います。

そして、第四点としては、先ほどからお話が出ております輸入規制撤廃への取組です。実はこの7月に農林水産省の中に輸出・国際局という部署ができます。昨年12月には輸出関係で農林水産省が中心になって新しい戦略を公表させていただきました。政府の中に農林水産物・食品輸出本部ができたのが昨年9月なのですが、9月から現在までの間、6カ国に輸入規制を解除していただいているということで、毎月1カ国ぐらいになるわけですが、輸入規制の解除のスピードというのがこの期間、相当加速化されているということも間違いのない話でございます。これはしっかりと加速化するよう、私たちも努力をしていかなければいけないと思います。

そして、五点目ですが、先ほどもお話がございましたけれども、今度はトリチウムも含めて製品のモニタリング、水産品、特に海産物ですが、それはしっかりと継続してやっていく。トリチウムの検出は今までのものよりちょっと時間がかかるらしいのですが、そこはしっかりと責任を持って行っていきたいと思っております。

そして、六点目になりますけれども、やはり農林水産省は農林水産業の振興が第一義的な使命でございます。ですから、経済産業省の皆さん、復興庁の皆さんと現場でいろいろとお話を承るときに、特に水産庁を中心として現場でいろいろな形でお話を承っていると聞いていますけれども、そういうお話を受けましたら、経済産業省、復興庁、あるいは東京電力に対しても、しっかりと伝えていかなければいけないというふうに思いますし、単にそれを伝えるということだけではありませんで、宮城県における漁業、宮城県における農業がしっかりと継続できるようにすることは我々の使命でもございます。そういうことのために、いろいろな対応で何ができるかということは考えていかなければいけないと思います。

既に水産物につきましては、販路拡大とか流通支援なども含めた事業はあるのですが、今後の状況を見ながら更にどういうことができるか考えていかなければいけないと思っておりますし、農業もそうなのですが、宮城における漁業がしっかりと継続できる、そのためのバックアップというのは、われわれも本当にしっかりと考えていかなければいけないというふうに思います。

実はこれは茨城も同じなのですが、その辺りのところは皆さまと更にこのような意見交換の場をしっかりと持ちながら具体的な要望も承って、また、具体的な質問も承りながら一緒に考えていくことができればありがたいというふうに思いますので、今後とも必要な連携と御指導、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○須藤 慶子・汚染水・処理水特別対策監

葉梨 副大臣、ありがとうございました。続いて神谷政務官からお願いいたします。

○神谷環境大臣政務官

今日は各業界の皆さん方からいろんな御意見を賜りまして本当に勉強になり、また、重く受け止めさせていただきました。先週、瀬戸内法の一部改正が先に参議院で成立したのですが、衆議院でも成立いたしましたして、大阪府漁連の岡会長に説明申し上げまして、私も常に漁業関係者の皆さんと向き合って、国政に少しでも皆さんの声を届けようという試みをしているところであります。

環境省といたしまして、4月13日に決定されました政府の基本方針におきまして、トリチウムに関するモニタリングを強化・拡充することが盛り込まれました。環境省といたしましてもこれまでセシウムをはじめとする数核種のモニタリングをしているわけでございますけれども、これからしっかりとトリチウムに関しても分析を進めていく所存でございます。

このために4月27日に小泉環境大臣が議長を務めますモニタリング調整会議を開催いたしましたして、その調整会議の下に私が議長を務めます海域環境の監視測定タスクフォースを設置し、関係省庁が連携して海域のモニタリングを進めていくことについて、具体的な検討を進めることとなったところであります。

今後、専門家ならびに地元の皆さま方のご助言を頂きながら、海洋放出開始の前後におけるモニタリングは透明性、客観性の高いものにしていかなければいけないと思っております。冒頭で村井知事さまから厳格というお言葉を頂きました。

環境省といたしましては、IAEAの全面的な協力をいただきながら、共に分析をする。そして、この分析結果をいわば照らし合わせて、それが正しいかどうか。その中でしっかりとそれをしながら信頼性、そして知事さまのおっしゃる厳格ということについて頑張っていきたいと思っております。

そのような透明性、それから、客観性、信頼性、厳格ということに基づいたモニタリングをすることによって、その結果をいわばリアルタイムに公表しながら風評被害を少しでも抑え込んでいく。そういう強い決意を持ってこれからモニタリングを進めてまいりたいと思っておりますので、また皆さま方からいろいろな御意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

神谷政務官、ありがとうございました。

それでは、最後に事務方から何点か補足させていただきます。まず、観光に関する佐藤理事長からお叱りの言葉がございました。私どもの説明、意見交換の姿勢について、まさにやり方を含めてしっかり改善していきたいというように思っております。至らない点があったことをまずおわび申し上げます。

その上で観光につきましては、佐藤理事長からお話があったように、特に宮城県の場合は

食材王国宮城ということで、まさに秋保温泉に行って、気仙沼のおいしい海産物が食べられる。塩釜、石巻のおいしいものが食べられるというような取組がされていると認識してございます。われわれのほうでもそういった商品の作り込み、あるいは販路の拡大というようなところはぜひやらせていただきたいと思います。

コロナ禍が重なる中でというのは、たぶん農業も観光も同じような状況かと思います。関係各省が今東京にもたくさん来ておりますけれども、6月にもワーキングの上にあります閣僚会議で中間取りまとめをすることにしておりますので、こういった状況の中で風評対策を一つ一つ形にしていくということを積極的に調整して進めさせていただければと思います。

それから、若干個別のことが続きますけれども、清水さんからお話の中で、規制が14まで減ってきたのはいいことなのだけれども、実は規制が緩和された国でまだ実際に忌避されている、なかなか売りにくいという御指摘がございました。

これは非常に重要な御指摘だと思っております、これは国際的なことだけではなくて、国内でも同じです。何ら制限があるわけではない、宮城の農林水産物の安全性は確保されているのに、流通がうまく受け付けてくれないのだというのは、国内でもあり得ることかと思っております。

これは一つ一つ今回の中にも調査というのを入れ込んでおりますけれども、処理水の方針が発表されて、あるいは放出が始まってどんなことが起きていくかということについては、われわれはアンテナを高くして、もちろん事前に起きないように最大限努めていきますけれども、その上で何かあったら直ちに手を打っていくという姿勢であります。

今日こういうワーキンググループの場合、あるいは個別にもいろいろ御説明させていただいたり、意見交換をさせていただく機会というのはつくっていただければと思っておりますけれども、こんな変なことがあったのだという情報もまた非常に重要な情報でございますので、私どものほうにお申し付けいただければと思っております。

それから、相談窓口についてです。東電以外の相談窓口というようなご指摘もございました。国のほうでも賠償の関係の対応室というのをつくっておりますけれども、各団体のほうにいろんなお問い合わせがいくことが多いと思います。

各団体で使っていただけるようなQ&A、例えば消費者団体とか流通業界で使っていただけるようなQ&A、あるいは流通業界で売り子さんが回答に困ったときに、どこに聞いたらいいかというような相談窓口の整備というようなものも進めていきながら、私どももちろん一生懸命説明にまいりますけれども、その説明を聞いた方がまたいろいろ解説していただけるような環境をつくっていくということも重要だと思っております。

そういう相談窓口、あるいはどこに聞けばいいか、どこを見ればいいかというようなところはより充実させて、また皆さま方にしっかりお伝えさせていただければというように思っております。

概要は以上でございますけれども、東京会場のほうから回答で補足等はございますのでし

ようか。よろしいでしょうか。

それでは、政府側は事務方を含めていったんここで終わらせていただいて、東京電力にもさまざまな不信感ですとか、あるいは今までのADRを含めた態度への御指摘等もございましたので、東京電力から回答をお願いします。

○高原東京電力ホールディングス（株）福島復興本社代表

東京電力ホールディングス福島復興本社代表の高原でございます。東日本大震災から10年たつ中で、今なお宮城県の皆さまには大変なご心配、ご迷惑をお掛けしていますことを深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございません。

また、本日ご出席の皆さまより当社に対して不信感しかないというような、これはこれまでの賠償への取組、あるいはいろいろなさまざまな御説明の場面であろうかと思えます。大変厳しいお言葉を頂戴いたしました。誠に申し訳なく、私自身も大変重く受け止めております。重ねておわびを申し上げます。本当に申し訳ございません。

当社といたしましては、事故の当事者として覚悟をしっかりと持ち、その責任を自覚して信頼回復のために全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。御指導、よろしくお願ひしたいと存じます。

本日は大変貴重で、また、厳しい御意見を頂戴いたしました。処理水の安全性に関するお話であるとか風評影響に関する強い御懸念、風評抑制のための具体策の必要性、こういった御意見、御要望を頂戴したと存じております。処理水の安全性の情報発信につきましては、国内外を問わず、正確な情報を多くの人に知っていただくことが重要かと思っております。

私どもも相談窓口を設けて、いろいろ改めてお話を伺わせていただいているところでございます。今日御指摘がございましたが、単に伝えるだけではなく、相手の心にちゃんとしっかりと伝わるように、これが何より大事かと、私自身も肝に銘じているところでございます。

風評の抑制につきましては、今まで頂いた御意見を踏まえまして、これまでさまざまな場面で関係の皆さまに御意見を伺っておりますけれども、まだ設備の構築も含めて具体策をなかなかお示しできておらないところでございます。改めて御説明させていただきたいと存じます。特に賠償につきましては、分かりやすく、また、被害を受けた方に極力ご負担をお掛けしないように賠償方式を検討してまいり所存でございます。

いずれの取組につきましても、国にご指導いただきながら、また、私たち東京電力自身が主体性を持って取り組んでまいり所存でございます。引き続き御指導のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございました。予定の時間は超過しておりますけれども、せっかくの貴重な機会でございますので、お許しをいただければ今しばらく続けさせていただきまして、今の国、東電の回答、あるいは先ほどのご質問でお答えがなかったというようなことがございませ

たら、御指摘をいただければと思います。どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。

○志賀宮城県産地魚市場協会会長

産地魚市場協会の志賀と申します。一つ、今、百何回説明会が行われたということで、その説明会が行われたということで理解したわけじゃないのです。そこら辺を例えば何回説明したって、その地域でもって皆さんから賛同が得られなければ説明会にならないわけです。そこら辺をやっぱり国としては何百回にわたって説明して納得してもらった。本当に今まで百何回して納得なされた所はあるのですか。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

この点は事務方からお答えいたします。今の御指摘でございますけれども、説明会をしたからそれでいいというように私どもも考えているわけではございません。さまざまな形で意見交換をしていくというのが重要かというように思っております。特に水産関係の皆さまは、寺沢組合長からお話がありました全国団体からも反対であるというような御指摘を頂いております。

まずは、私どもが今回どうしてこういう決定に至ったのかという経緯、それから、安全性に対する考え方、あるいは風評への対応についての考え方というのを御説明させていただきながら意見交換を繰り返していく。1回説明して終わりだというようには考えておりませんので、意見交換を繰り返していきながら、皆さまの御懸念をお聞きし、それを一つ一つ解決していくという形で少しでも理解醸成につなげていければというように思っております。

○志賀宮城県産地魚市場協会会長

わかりました。あともう一つ、結局、風評被害をまだ管理していない中、今コロナ禍で非常に苦しんでいる中、なんで政府が2年後にはという発表なのですか。これは末端の本当の気持ちというのは、ある程度コロナ禍が終息したら、やっぱり次はやりますよというなら理解するのですが、政府が何を考えているのか分からないから、どれぐらい苦しんでいるか。最初に災害から風評被害、それからコロナ禍で皆さん業界の方は苦しんでいるわけです。水産業界でなく、他の業界もコロナ禍で苦しんでいるわけです。それなのになんで海洋放出ということがよくできるなどと思って、そこらが不思議なのですが、政府の方々、そこらはどうなのですか。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

では、江島副大臣、お願いいたします。

○江島経済産業副大臣

私は福島県の災害対策の現地対策本部長として、福島に常に足しげく通っているのですが、実際に原発立地の町に今この処理水というもののタンクをためているところがございます。タンクが既に1,000以上になっておりまして、敷地の中にこの10年間でほぼ敷地を使い切るという形になってきております。

もし仮にこれを処理、放出しないとなると、これを更にため続けなければいけなくなるわけですが、処理水というのは随分いろいろな対策を講じて今は少なくともはなってきたのですが、まだ1日に大体140トンぐらいの新たな汚染水が発生して、それを処理水に変えて保持しております。

福島の被災地の復興のためには今、タンクが林立しているという状態がこれからも永遠に続くということは、永遠に福島が復興できなくなるという事情もございます。したがってどこかの時点で処理水というものをどういうふうに分するかということはやはり決めなければいけないというのが、福島復興のためにどうしても避けて通れない道だということで、皆さまに御説明させていただいているところであります。

ただ、どういう方法を採用にせよ、例えば国によっては蒸発させて大気放出させるというやり方をしている所もあるのですが、これはこれでまたいろいろな風評被害の一因になってまいりますし、他の地域に行き出したらいいのではないかとというような御意見を述べられる方もいますが、これも今度はいろいろ技術的に運ぶ方法とか、他の地域で風評が起きないかというような課題もありまして、やっぱりなかなか難しいということで、現在一番現実的な方法が福島から薄めて放出すると。

しかも基準としては、WHOが飲料水基準とする容量の1/7以下にまでに薄めて放出するというので、安全性に関しては本当に科学的に問題ないのですが、御指摘の風評というのが、そもそもトリチウムという存在は何なのと、あんまり聞いたこともないようなものが流されるのというところから始まってしまいますので、これは本当に子どもへの学校の教育のレベルから、少しこういうものはきちんと取り組んでいかなければいけないということが今、基本方針の中でも議論されているところでございます。

そういうことでなかなかこれは1回、2回の説明会でももちろん御理解いただけることはないのでありますが、総合的に福島復興のために処理水の方針というものを御理解いただくべく、今回もこのような場を持たせていただいております。

○志賀宮城県産地魚市場協会会長

ところで、安全性なら国会議員の皆さんがその水を飲みながら、われわれに証明していただくような方法は考えておりますか。

○江島経済産業副大臣

それもよく御指摘を頂くところであります。飲めるぐらい安全だと言うなら、じゃあ、本当に飲んでみるということがあります。これも事実上、全く問題ないので、それも一つの方

法かと思いますが、果たして飲むことでもって全て解決するかどうか分かりませんので。

○布施宮城県水産物流通対策協議会副会長
自分の子供や孫に飲ませてみてはどうか。

○江島経済産業副大臣
間違いなく科学的には全く安全な基準のものを流しますので、そういう御提案を頂いているというのも事実でございますけれども、いろんなことも含めて安全性をどう証明していくかということはこれから取り組んでいきたいと思っております。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監
せっかくの機会でございますので、御発言がございましたら、その他にいかがでございますでしょうか。寺沢組合長、手が上がりましたでしょうか。お願いいたします。

○寺沢宮城県漁業協同組合組合長
やはり今の水を飲んで済むかという、当然それは済むわけではなくて、われわれが一番心配しているのは、関係者であれば、私らが飲めと言われれば飲むのですよ。
ただ、先ほども私が話したとおり、水産県宮城でありますし、今後、海外、全てにおいて、水産の消費が人口減少もあって少なくなって、先ほど言ったように小さい子どもに対して今、水産物を食べてもらいたいという思いでいろいろ食育、そういったこともやっている中で、実際に将来あるこれから日本を背負って立つ皆さんに対して、われわれが自信を持って安心だからこれを食べてくれ、おいしいから食べてくれということが本当にできますかということなのです。

われわれはたぶん今回 2 年後に処理水をやられれば、はっきり言ってここにいるメンバーの何人が最後を見届けることができるのか。将来ある人たちにその責任を押し付けて、われわれはそれでいいのか。今もそうですけれども、海洋汚染、その他もあって、今マイクロプラスチックと叫んでいますけれども、それは 1~2 年の昔の話じゃないですよ。結局、10 年、20 年、それが今になって結果としてこういうことが出てきているわけです。

処理水は確かに基準値が水道より安全だと言われますけれども、実際にその説明の中で場面、場面においてトリチウムを含む処理水であったり、トリチウム水プラスそれぞれの核物質の基準値まで下げたものとか、その説明というか、ペーパーでも違ったりするのです。そういった中で本当に消費者の皆さんに対して、リスクを含めて宮城の水産物であったり、福島の水産物、そこを踏まえて選択してもらえますかということなのです。

やっぱりそこがゼロのものと、基準値内でも入っているもの、どちらを選びますかとなった場合には、食品ですから安心・安全のものでいえば、ゼロのものを選びますよね。そういったものを今度は賠償だ、そういったものはどうやって判定するのですか。人の心に訴える

ものですね。どういう選択をそこでどうやったのですかというのをどうやってこれからやるのですか。

なおさら今までいろんなあったとおり、東電のADRの対応であったり、いろんなものに対して、そういう心の中の部分をどうやって数値化して金額に結び付けるのかとか、それはかなり難しい話だと思うのです。

であればなおさらのこと、先ほど言った国もそういったことで方針を決定しているのであれば、そういう具体的なものに対してもう少し細かく、こうしたらこうなる、具体的なものを提出していただかないと、われわれは本当に将来、若い担い手であったり、後継者に対して大丈夫だから水産業を支えてもらえるので続けてくれと、今は言えないのです。

やはり島国日本ですから、水産資源をもっと大事にしてほしいのです。海外を見れば、皆さん、水産物の消費というのは拡大しているのに、日本だけ減少しているわけですね。いろんなものがあるのです。

ここに水産庁の関係者の方もいらっしゃると思いますが、持続可能な水産業を目指すためにということでいろんな取組がされている中で、処理水の問題というのは半端なものではないのですよ。われわれのこの10年間の今までの取組であったり、思いというものが、本当に無になってしまうのです。

われわれはそれぐらい本当に危惧しているので、そこはやはり国、政府の皆さまにはそれなりの覚悟を持って対応していただかないと、今後、宮城の水産業がなくなる可能性もありますので、ぜひお願いしたいと思います。

○江島経済産業副大臣

組合長の御意見は、誠に私も痛感するところでございます。私事になるのですが、私は前職が山口県下関の市長をしておりましたので、議員になってからもずっと水産行政というのが私の一番の中心的な仕事でありまして、党においても水産部会長も務めておりました。

2年前には私は石巻のホヤの生産地の現場に行きまして、船に乗って実際のホヤの生産状況なんかも拝見をしてきたりして、宮城県のホヤの大ファンなのですけれども、なかなかホヤも震災の影響を受けて出荷が十分に、特に今韓国へ行っていないというのは厳しい状況になるということもお伺いしております。

そういう観点から、特に海洋放出で再び水産業が風評被害にさらされるというのは、私も本当にじくじたる思いでありますし、今は経産省でありますけれども、宮城の漁業がこれからも継続して、次の世代にしっかりと継承される事業なるようにということは、私個人としてではなくて、これは本当に政府として責任を持ってしっかりと経産省の立場からも宮城県の水産業の必ず未来が描けるようなバックアップは、補償問題も含めてしっかりと取らせていただこうと思っております。ぜひ副大臣からも御発言があると思いますので。

○葉梨農林水産副大臣

まだ方針が決定しただけで、処理水の放出は2年後になる。ですから、その間に色々考えていかなければいけないことはあるのですけれども、福島県においては農林水産品について、実際にどのような風評被害があるかということで、生産量と、それから、価格について相当きめ細かくウォッチする体制をつくらせていただきました。

今回ALPS処理水が海洋放出されるということになると、海には県境もございませんし、どれぐらい広がるかというのもちょっと見通せないものですから、まずはある程度どのような風評被害、あるいは漁業者に対する影響が出てくるかというのを、どのような形でウォッチできるかというのをこれから検討していかないといけないと思っています。

その上で、福島においては処理水の放出というよりも原発の周辺の地域での放射能の量が非常に多かったということに基づく問題ですので、そのウォッチした中身というのは当然、政府の中で情報共有しながら、経済産業省あるいは東京電力とも情報共有した上で、色々な各種の施策や補償、そういったものにも今までも役立ててきました。

今後、先ほども申し上げましたとおり、ALPS処理水が海洋放出されるということについて、基本的な認識としては宮城県における漁業がしっかりと継続できるようにするにはどうしたらいいかということを考えるのが、やはり私たちの責任だというふうに思っていますので、今後そういった例も参考にしながら、具体的にどのようなことができるかというのを検討させていただきたいと思います。

いずれにしても、よく意見交換をしながら、しっかりした将来世代への安心ということをつくっていくことが私たちの責務だという意識で、一生懸命やらせていただきたいと思います。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございます。その他、御発言ございますでしょうか。

○鈴木宮城県沖合底びき網漁業協同組合長

宮城県沖合底びき網の組合長の鈴木と申します。ちょっと2点ほどというよりも、最初に江島座長が大气放出している所で実際に風評被害が出ていると申されましたけれども、具体的にはどこの国でどのような風評被害が起きたのかというのが一つ。私たちは今、寺沢組合長がおっしゃったように、海洋放出に絶対反対であります。

それと、村井座長が最初に宮城県の水産業界は戻りつつあるとおっしゃっておいりましたけれども、私たち底びき網業界につきましては、宮城県沖だけの操業になりまして、福島、茨城の重要な2つのフィールドを今失っております。そのことについて、いろんなことでADRにやって処理委員会に申し込んでやりましたけれども、どうも生ぬるいというか。

東電の意見に沿った形でしか出ていなくて、私たちは本裁判に持ち込みまして、裁判長さんからはある程度、私たちの実情をくみ取っていただいて和解案を出していただいて和解

したのですけれども、今度は東電とそのままやれるのかと思ったら、東電のほうでADRに落としてくれということでADRにまた差し戻しになって、ADRに行ったら、私たちは震災直後から水産庁さんのいろんな御指導とか御支援を受けまして「がんばる漁業」をやっておりまして、「がんばる」で何とか宮城県の底びき網はつながってはいたのですけれども、東電のADRに言ったら、今度は「がんばる漁業」であなたたちは金もらっているのではないか、その資料を出せというふうなことまで言ってきていて、どうも東電は何かにつけて何癖をつけるようにして、私たちは苦勞してようやくこの水揚げにしたと言ったら、それはあなたたちの努力じゃなくて、市場供給とかそういうのだらうと。

東電は全然そういうことを知らないですんで、私たちが陰で一生懸命水揚げの金額をどうしたら上げられるかということも全然知らないでいて、1年目に事故発災当時だけにしていて、あとは足しげく通ったのは福島だけで、宮城県にはたぶん幾らとか何か言われて、それで宮城県には一切来なかったのですよね。

海洋放出になると言った途端に説明会をしますから、何しますからと来るようになって、宮城県漁協さんとか私たち沖底とか近底の組合員を集めてやったのだけれども、厳しい話だけで、全然信頼関係がないというよりも、全く信用されていない団体というか、会社になってしまって、それが仲裁窓口とか相談窓口を設けていますから、どうぞ相談にいらしてくださいと言われて、やる気のない当事者感のない会社のそういうことを果たして私たちは真に受けていいのかどうか。

ただ1つだけ言えることは、今度は東電側に新妻フェローさんという方がいらっしゃって、前の東電の方とは全然、ありきたりの話だけ言う方とはちょっと違って、ひょっとしたら、そこに私たちも何か活路とかというか、見いだせるのかなと、淡い期待を抱いていますけれども。

今後2年間かけてどうぞ私たち業界に寄り添うような形で相談なり、こういうふうにしたい、ああいうふうにしたいということを前広に教えていただいて、私たちの意向に沿うような政策なり、海洋放出なり、大気放出なりにかじを切っていただきたいと、そのように思っております。

政府もいろんなことでやってくれるとは思いますが、私たちの矢面に立っているのは政府ではなく、政府はやりますと言っても実際にやるのは東電のほうですので、その東電側はのりくらり逃げて歩いてばかりいるから、宮城県では全然信用がないということです。以上です。

○江島経済産業副大臣

今の御指摘の点に関しましては、まずこの期間に東京電力が宮城県の水産関係の皆さまの信頼を勝ち得なかったというのは、東電としても大いに本当に反省してもらわなければならないことでもありますし、また、経産省としての指導力不足というのも私どもは反省しなければならないと思っております。

この件に関しましては、先ほど申し上げましたが、まず経産省内にも賠償に対応するチームというものをつくってきちんと指導体制をつくっていきますし、おっしゃったように東電の中でも今、その体制というのは変わってきていると思っておりますので、どうぞ改めて皆さま方に寄り添っていくということ、しかもこれは政府が前面にたって責任を持って進めていく今回の基本方針でありますので、ぜひご理解いただきまして、東電にというよりも、むしろ経産省のほうに、どんどん賠償の対策チームにまたお問い合わせをいただければと。県を通じてという形がいいのか、直接というのはまたちょっと相談していただければと思いますけれども、相談していただければと思います。

それから、最初の大気放出に関してはちょっと誤解があったようですが、大気放出をしているのはスリーマイルというアメリカの原子力発電所で、ここで大気放出をしているのですけれども、風評が起きたとは承知しておりません。それから、そういう意味では今、世界中の原子力発電所からトリチウムというのは放出しているのですけれども、実際問題として風評被害は確認されていないのです。

全て今回の福島で以前、原子力発電所が動いているときと同じ基準の範囲内で出すので、いわば2011年の前の状態になるというだけなのですけれども、改めて放出するということ、風評被害を喚起してしまうということが一番風評被害の難しいところでございます。処理水の件に関しましてはよろしいでしょうか。

○鈴木宮城県沖合底びき網漁業協同組合長

水産庁は私たちに寄り添ってくれましたが、なんとかここまでやってこられましたけれども、寄り添ってこなかったのは東電のほうで、突き放すだけならまだしも、いろいろなことに対していろいろなことを言うような状況。そもそも風評被害はいわゆる実害よりももっとひどい目に見えないものですから。実害はある程数字がでますけれども、風評被害は数字がでないものです。

○阿部宮城県近海底曳網漁業協同組合組合長

風評の定義もない。これが風評だという定義がありますか。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

すいません。ネット中継をしておりますので、マイクを使って御発言いただければと思います。申し訳ありません。

○阿部宮城県近海底曳網漁業協同組合組合長

近海底曳の阿部ですが、風評という定義がありますか。金額が減ったから風評ですか。違うでしょう。うちらだってさっき組合長が言われたとおり、福島、茨城に行けない。なんでというと、検査すると、福島さ行って駄目だと。これも風評でしょう。だから、ふざけんじ

やないよと言いたくなるよ。

私は現役の漁労長です。今たまたま息子が乗って船が行っています。今からやって自分の息子、孫の代まで漁業をやっているかという、本当に不安ですよ。今トリチウムを流す、デブリをやるといったら、20年、30年、40年もかかるのではないですか。40年で終わらないでしょう。そこまで考えているのですか。

だから、さっき言ったとおり、安全と安心が違くと。国が先頭に立って、安心して操業できるようにしてください。東電じゃないんだよ。国が先頭になってもらわなくちゃ何もならないのですよ。なんでかという、国策で原子力をやったんでしょ。だったら国が責任を持って、東電じゃないよ。交渉するのは東電なのかもしれないけれども、国が先頭になってやってください。それだけです。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございます。今の御指摘の中でありました風評の判定の仕方ですが、これは非常に重要な論点かというように思います。処理水の放出に伴って価格が下がる、あるいは量が売れなくなる、こういうのをどう判断するかというところをまた分かりやすく基準を作る。そして、それを個々に当てはめていくというのが重要な課題だと思っていますので、これは国と東京電力ときちんと相談をしながらまた進めていければと思いますので、この点、付言をさせていただきます。

その他、御発言はございますでしょうか。よろしゅうございますか。すみません、清水さん、お願いします。

○清水宮城県食品輸出促進協議会幹事

すみません。処理水の放出の方法の部分で、ちょっと前回お伺いしたところの部分なのですが、WHOの飲料水基準の安全だと言われている部分のトリチウム基準の更に1/40にするような報告があったかなと思うのですが、薄めるということですね。

逆にこれはなぜそこまで薄めるのかなというのが一般的に思うのかなと思うのですが、何か理由があるのかなというのが一つ。それと、やはり前回の資料ではトリチウムを海洋放出している韓国とか中国とか台湾とか、そういった原発の放出量があつて、あと日本でもBWRの排出量を書いてあるのですけれども、例えば先ほど話があつた福島の処理水を他の場所で放出するという方法は、現在もしやられているのだったら、そういった選択肢というのはやはり難しいのでしょうか。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

すみません、ちょっと事務的なことも入りますので、私のほうから最初にご説明させていただきます。まず、1,500ベクレルという水準ですけれども、1/40は原子力発電所から放出する際の基準、原子力規制委員会のほうで作っている原子炉等規制法に基づくのが1リットル当たり6万ベクレルでございます。その1/40の1,500ベクレルで放出すると。

WHO と御指摘がございましたのが、WHO の飲料水基準の 1/7 程度になっているということでございます。1,500 ベクレルというのは今、第一原発で地下水、サブドレンという井戸水の放出をしております、その基準が 1,500 ベクレルということになっております。今回処理水の放出という新しいことが加わりますけれども、今までと同じ基準でということが一つの理由になっております。

同じようなことでトリチウム放出量は年間 22 兆ベクレルを下回るという形になっておりますけれども、こちらも事故前に年間の管理目標値、事故前の一種の基準と言うと言い過ぎですが、目標値が 22 兆ベクレルでございましたので、事故前の目標値を変えないで、22 兆ベクレルを下回るようにするという考え方で出されているというものでございます。

○布施宮城県水産物流通対策協議会副会長

流通対策協議会の布施と申します。われわれがここに出て、皆さんはあと数年で現役を引退する方ばかりですよ。その人たちが何だかんだ言っても卒業してしまえば終わりです。トリチウムの放射能、風評被害ですか。われわれの業界でも若手にバトンタッチしようしているのです。ぜひ次の回から若手を呼んで、次世代の考え方、風評を払拭するように、若手の考え方も交流できるような答弁をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それから、ついでに副大臣さんも皆さん年寄りですよ。あと 5 年もすれば、問題解決しないうちに卒業してしまいます。次の人たちはどうするのですか。ぜひ若い人たちを納得させてください。

○江島経済産業副大臣

承りました。ぜひ若い水産業者の関係の皆さまとも意見交換させていただいて、御指摘のように廃炉作業というのはこれから長い期間続きますので、その間も安心して水産業が継続できるようにということを目指して、しっかり説明会を続けていきたいと思っております。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございます。その他、御発言でございますでしょうか。

それでは、今日のワーキンググループとしてのヒアリングはこちらで一区切りさせていただければと思いますけれども、今のお話の中でもさまざまな意見交換についての御要望もございましたし、また、今日言い切れなかったことを含めて、私ども事務局のほうに文書でもどんな形でも結構でございますので、お寄せいただければというように思います。

それでは、すみません。私の拙い司会はこれで終了させていただきまして、それでは宮城県連携会議に以下の進行をお願いいたします。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

ありがとうございました。それでは、最後に閉会のあいさつのほうをお願いいたします。まずは村井知事のほうからお願いいたします。

○村井宮城県知事

本日は政府のワーキンググループの皆さま、オンラインでご参加いただいた皆さま、また、東京電力の関係者の皆さま、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

今いろいろ意見が出たように、われわれはいろんな思いを持っております。これを解きほぐすには時間がかかるかもしれませんが、一步一步着実によろしくお願い申し上げたいというふうに思います。特に福島県と茨城県と宮城県、この3県が非常に大きな関係県になります。この3県について差をつけることなく、同じような対応をぜひお願いしたいと思います。

やはり今回このような不信感につながったものの一つに、いろんなお願いをしていたのですけれども、福島ファーストで今までの対応をずっとされてきたと。宮城県の漁業者は二の次三の次にされてしまったということが、根深い不信感につながったものだというふうに思います。従って、しっかりと足並みをそろえて対応を考えていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

また、同時にいつまでも足踏みをして止まっているわけにもいかないという気持ちもよく分かっているつもりであります。汚染水がどんどんたまっていってしまって、そこに廃炉作業ができなくなって、大きな阻害要因になっている。

これも事実だというふうに思いますけれども、われわれといたしましては、やはり宮城県民の安全・安心、そして宮城県民のことを最優先にいろいろお話を申し上げていきたいというふうに思いますので、その節にはぜひしっかりと受け止めて、そして漠然とした話ではなくて、具体的な対応策をわれわれにお示しいただきますと、われわれも次のステップに向かっていろんな話をさせていただけるかというふうに思いますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

続きまして江島経済産業副大臣、お願いいたします。

○江島経済産業副大臣

改めまして今日は本当に皆さまから貴重な御意見をたくさん賜りまして、ありがとうございました。今日頂戴した御意見は、昨年御意見を伺う場等も開催させていただきまして、また、決定後に知事からも要請を頂戴しておりますし、県議会からも意見書を頂戴しております。このような御意見、御懸念等を併せてしっかりと受け止めて、今後の対策の大いなる材料とさせていただこうというふうに思います。

今後の風評被害対策に関しましては、何よりもやはり現場の皆さま方のお声をしっかりと受け止めるということが第一だろうと思います。ぜひ今日もありましたように一方的に私どもが言うというふうに捉えられないよう、意見交換ができるように、また、若い世代の水

産業を支える皆さま方との意見交換や、御意見をしっかりと拝聴するという場面も含めて、今後も展開してまいりたいと思います。

今日こちらの県庁に入らせていただいたときに、入り口に「おかえりモネ」の大きな看板というか、ポスターがありまして、やはり宮城県は「おかえりモネ」で盛り上がっているのだなということを肌で実感いたしました。

きっとこのブームが宮城県の来るべき、コロナ禍が開けた後の観光の起爆剤となると、私どもは信じておりますし、そのときに宮城県産品のさまざまな食材等が提供される宮城県がまた戻ってくるということを、私どもも及ばずながらしっかりと支えさせていただこうというふうに思っております。今日は本当にありがとうございました。

○日下宮城県原子力防災対策専門監

ありがとうございました。次回の宮城県連携会議につきましては、本日の国からの御説明や今後の国の対応などを踏まえながら、改めて開催内容や日程を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第 2 回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議および第 2 回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループを閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。